

■崎津・今富景観形成地域における景観形成のための基準

		基準内容	
		漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン
建築物等	位置 配置	■ 隣接する敷地境界および道路から後退した位置とし、ゆとり空間の確保に努めるものとする。	
		■ 道路に面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。	
		■ 立ち並ぶ家屋の間を通る通路（背戸屋）の形態は、できるだけ保存に努めるものとする。	
	高さ	■ 建物は2階までとし、高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する社寺等についてはこの限りではない。	
		■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。	
	意匠・形態	■ 周辺の建築様式との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努めるものとする。	
		■ 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。 ■ 店舗、民宿等の商業、サービス施設は、周囲の集落景観と調和した落ち着いた意匠・形態とし、周囲の建築様式と違和感のないものとする。	
	規模	■ 周囲の建築物等との均衡を図り、敷地内の空間確保に努めるものとする。	
	材料	■ 材料は、潮風による腐食等を考慮し、耐久性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいものとし、質感が豊かな材質を用いるものとする。 ■ 自然素材やそれに近いものの活用について配慮するものとする。	
	外観 色彩	■ 外壁および屋根の基調となる色彩は、以下のものを基準とし、集落景観と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 なお、自然素材を用いる場合はこの限りではない。 【外壁の基調色】 ・無彩色（N）：明度規制なし、赤（R）黄赤（YR）黄（Y）：彩度3以下、その他の色相：彩度1以下。 【屋根の基調色】 ・無彩色（N）：明度5以下、赤（R）黄赤（YR）黄（Y）：明度5以下・彩度3以下、その他の色相：明度5以下・彩度1以下。	
■ 敷地内における建築物等については、多色の使用は避けるものとする。 ■ 高彩度色は、アクセント的な利用に限るものとする。			
広告物に関する事項	■ 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。		
	■ 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 ■ 壁面に設ける広告物は、規模、意匠・形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。	■ 附帯する広告物は自家用広告物に限り、建築物及び周辺景観と調和するよう努めるものとする。	
敷地の緑化	■ 敷地内の既存木は、できるだけ保全に努めるものとする。 ■ 敷地内に発生するのり面や擁壁等の構造物は、低木やツタにより緑化に努めるものとする。 ■ 大規模な駐車場は、できるだけ高中木等による緑化に努めるものとする。 ■ 敷地内は、極力緑化に努めるものとする。		

		基準内容	
		漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン
独立 工作物	さく、塀、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ■ さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材の活用に努めるものとする。 ■ 擁壁については、規模を必要最小限とし、前面を緑化するよう努めるものとする。 ■ 海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮するものとする。 	
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な工作物は、できるだけ立地させない。やむを得ない場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るため、色彩、形態・意匠に配慮するものとする。 ■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。 ■ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないようできるだけ尾根から低い位置とする。 ■ 敷地内は、できるだけ緑化に努めるものとする。 	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電線路の位置は、崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。 ■ 電線数はできるだけまとめて、少なくなるように努めるものとする。 ■ やむを得ず電線の道路横断を行う場合は、直角横断になるよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電線路の位置は、周辺の景観に配慮するものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠・形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 電柱広告は原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 	
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。 ■ 樹姿が優れた樹木は、できるだけ保全するものとする。 ■ 木竹の伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。 	
屋外における物件の堆積の方法及び遮へいに関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 物件は、崎津教会や道路、その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するよう努めるものとする。 ■ やむを得ず、崎津教会や道路、その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物件は、道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するよう努めるものとする。 ■ やむを得ず、道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい等		<ul style="list-style-type: none"> ■ 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努めるものとする。 ■ 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。 	
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然の地形を生かした造成を行い、のり面、擁壁等の発生をできるだけ抑えるよう努めるものとする。やむを得ず発生するのり面、擁壁等は、前面を緑化することにより、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 樹木については、できるだけ保全するとともに、周辺の樹木と調和した樹種により緑化に努めるものとする。 	
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動販売装置の位置は、道路から後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるよう努めるものとする。 ■ 海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。 	
広告物に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般広告物の掲出は原則として行わない。 ■ 自家用広告物の表示については、1事業所につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。 ■ 広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、多色使いを避け基本的に3色以下とする。 ■ 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かな材質を用いるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自家用広告物の表示については、周辺景観と調和するよう努めるものとする。

※建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む）